

平成○年（特ノ）第○○号特定調停事件

申立人 ○ ○ ○ ○

相手方 株式会社○○○

自庁処理の申立て

平成○年○月○日

○○簡易裁判所 御中

申立人代理人司法書士 ○ ○ ○ ○ 印

上記当事者間による御庁頭書事件について、次のとおり自庁処理の申立てを
します。

記

- 1 申立人は、平成○年○月○日、御庁に対し、相手方及び株式会社□□□を相手方とする特定調停を申し立てた。
- 2 相手方の本店は○○県であり、また、申立人と相手方との契約は、○○県内の○○○支店が当初の取扱支店となっており、現在は、○○支店で処理されているため、本来、御庁には本件調停事件の管轄はない。
- 3 また、株式会社□□□の本店および取扱店も○○県であるため、株式会社□□□を相手方とする調停事件についても御庁には管轄がない。
- 4 ところで、申立人が上記2社を相手方として特定調停事件を申し立てる場合には、本来はそれぞれ別個の簡易裁判所に申立てを行わなければならないが、申立人のような多重債務者がその借金を清算して生活を立て直していくためには、全体の返済計画を立てたうえその計画に沿って1件ずつ個別に解決していく必要がある。しかし、各々別個の裁判所で処理を行うことになればそれぞれ独自の返済計画を立案することとなり、全体の返済計画自体が壊れてしまうおそれがあるからである。
- 5 相手方は御庁の土地管轄である○○市に営業所があり、実際に御庁において多数の特定調停事件が行われているため、仮に御庁において自庁処理したとしても事件処理に支障は考えられない。仮に相手方の内部事情で出頭できない場合にも、直ちに移送することなく書面、電話等で相手方の意向を充分聴取し調整したうえで、調停に代わる決定をすることも可能である。
- 6 一方、申立人は多額の債務を抱えている状態で、調停を行うために○○や○○などの裁判所に出頭するだけで交通費等膨大な負担を強いられることになり、本来相手方に支払うべく準備している弁済資金も交通費等に費やさざるを得なくなってしまう、その分返済計画に支障が生じ、事件解決の妨げになることも十分に考えられ、申立人および相手方さらには申立外債権者に対しても不利益になるおそれがある。

7 特定調停法 4 条は「事件を処理するために適当であると認めるとき」には自庁において処理できる旨定めており、民事調停法 4 条 1 項但書の「事件を処理するために特に必要があると認めるとき」の要件を緩和している。

また、特定調停法 6 条は、同一の債務者に係る複数の特定調停事件が同一の裁判所に係属する場合には、それらの調停手続は、原則として併合して行われるべきことを定めている。

8 以上の理由により、自庁処理をしていただきたく本申立てをする。

以上